

茨城県報

号外第138号

昭和58年5月30日

月 曜 日

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第3号

茨城県沖合海域におけるいか釣漁業(無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を除く。)
について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和58年5月30日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 小 川 友 弥

(操業の承認)

- 1 当該海域において、いか釣漁業を操業しようとするものは、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数20トン未満であつて次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 前年度において当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有するもの

(2) 委員会が特に認めたもの

(制限又は条件)

- 3 制限又は条件は、次のとおりとする。

(1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。

(2) 電 気 設 備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30KW以下でなければならない。

(承認証の備え付け等の義務)

- 4 承認を受けたものは、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協

同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会に提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

（指示の有効期間）

- 6 この指示の有効期間は、昭和58年6月1日から昭和59年3月31日までとする。

いか釣漁業委員会指示取扱要領

昭和58年5月30日付け茨城海区漁業調整委員会指示第3号によるいか釣漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括してとりまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）とともに委員会に提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつてはその所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表（別記様式第2号）と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 県内所属船にあつては所属漁業協同組合長の副申
- (4) 前年度の水揚げ実績を証する書面

（承認申請書の提出期限）

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、昭和58年8月31日までとする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（操業報告書）

- 6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

[illegible]

様式第3号

茨調第 号	
いか釣漁業操業承認証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
制限又は条件	裏面記載のとおり

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 小 川 友 弥

様式第3号の裏面

操 業 の 制 限 又 は 条 件

- 1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
- 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30KW以下でなければならない。
- 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
- 4 茨城海区漁業調整委員会指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

様式第4号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

いか釣漁業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

~~~~~

様式第5号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

いか釣漁業操業承認証再交付申請書

いか釣漁業操業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

## 1 承 認 番 号

## 2 船 名

## 3 亡失（き損）の理由

様式第 6 号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

㊞

## い か 釣 漁 業 漁 獲 実 績 報 告 書

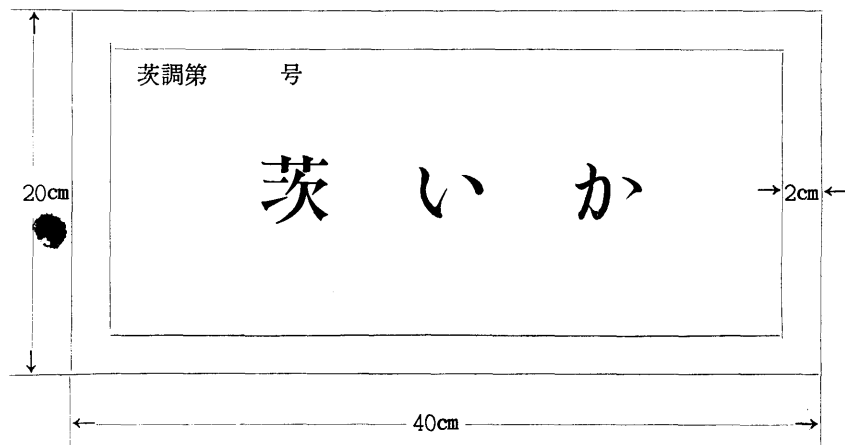
|     |   |     |    |            |            |                |
|-----|---|-----|----|------------|------------|----------------|
| 船 名 | 丸 | トン数 | トン | 登 録<br>番 号 | 操 業<br>期 間 | 月 日から<br>月 日まで |
|-----|---|-----|----|------------|------------|----------------|

## 操 業 状 況

| 操業日数 | 操業位置 | 漁 獲 量 |     |    | 金 額 | 備 考 |
|------|------|-------|-----|----|-----|-----|
|      |      | い か   | その他 | 計  |     |     |
| 日    |      | kg    | kg  | kg | 千円  |     |
|      |      |       |     |    |     |     |
|      |      |       |     |    |     |     |
|      |      |       |     |    |     |     |

注 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

標 識



文字, 枠とも黒色



★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所